

第 4 3 4 回鯖江市議会定例会

陳情文書表

陳情第 2 号

(令和 4 年 2 月 25 日)

| 受付年月日 | 件 名 | 陳 情 者 | 付託委員会 |
|--------------------|---|-------------------------|-------|
| 令和 4 年 2 月 14 日 | 原子力発電所の重大事故時に住民の避難が困難であるため、老朽原発の運転の停止を求める陳情 | 福井の原発問題を考える会 代表 橋川 洋 | 総務 |

(要 旨)

東京電力福島第 1 原子力発電所の 1 号機～4 号機が爆発損壊し大量の放射性物質を環境に放出したいわゆる「フクシマ原発事故」が起きてから来月（3 月）11 日で 11 年になります。今も、生活困難者や放射線被ばく者がたくさん苦しんでいます。

最初の運転開始から 40 年を超えたいわゆる老朽原子力発電所(以下、原発)のうち、関西電力は、全国的な「老朽原発うごかすな」の多くの市民の声を聞き入れることなく、原子力規制委員会の審査合格や杉本達治福井県知事の同意を経て、美浜発電所 3 号機を昨年（2021 年）6 月 23 日に再稼働しました。

昨年 3 月 18 日に水戸地裁は、「日本原子力発電株式会社東海第二運転差し止め訴訟」で「運転差し止め」を命ずる判決を出しました。その最大の理由は、IAEA に義務付けられている「防災体制」が極めて不十分であり、半径 30 km 内（いわゆる UPZ=Urgent Protective action planning Zone）に含まれる 14 自治体の住民 94 万人が短時間で安全に避難できないからというものです。

さて、鯖江市の一部は、日本原電の敦賀原発や原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」から 30 km 内に含まれます。東海原発に比べて人口密度は低いからといって、住民の命に軽重があってはならないはずです。フクシマ原発事故の後、当時の近藤駿介原子力委員会委員長が政府（菅直人首相）に、「最悪のシナリオとして半径 170 km 以内の全住民を強制移住させるべきだ」と進言したことは、決して誇大ではありません。

私たちの会が継続的に行った「アンケート」の集計では、とりわけ、「使用済み核燃料が増え続ける中での原発再稼働についてお答えください」という問いに対し「使用済み核燃料の処分問題にかかわらず、原発を再稼働させる」と答えた人が 5.7%、「行き場のない使用済み核燃料を増やさないためにも、原発の再稼働をさせない」81.2%、「わからない」が 13.1%でした。使用済み燃料の処分には不安のあることが明らかになりました。また、県民の多くが福井県においても「防災体制」が不十分であり実効性がないと思っていることも分かってきました。

あってはならないことですが、原発事故被害は、いうまでもなく、地元敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町だけでなく、琵琶湖を擁する滋賀県や電力大量消費地の近隣府県など広範囲に及ぶものです。老朽原発を動かしてもよいのか、よくないのか、広い範囲の多くの住民の声を聞く必要があるのではないのでしょうか。

上記の理由から、下記の事項について陳情いたします。

記

- 1 鯖江市は、「重大な原発事故に備えた防災体制」を完備し実効性を明らかにできるまで老朽原発の再稼働をやめるように、福井県、日本政府と関西電力株式会社に求めてほしい。